

平成 19 年第 1 回座間味村議会定例会 第 5 日目 平成 19 年 3 月 16 日

平成 19 年第 1 回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	平 成 19 年 3 月 12 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成 19 年 3 月 16 日 午前 10 時 00 分 議長宣言		
	閉 会	平成 19 年 3 月 16 日 午後 3 時 38 分 議長宣言		
出席議員 (応 招)	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	金 城 英 雄
欠席議員(不応招)	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
会議録署名議員	7 番	宮 里 清之助	8 番	宮 平 秀 保
職務のため議場に 出席した者	事務局長	宮 城 武	臨時書記	
地方自治法第 121 条 により説明のため 議場に出席した者の 職及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	経済建設課長	宮 村 英 美
	助 役	高 良 豊	環境衛生課長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	船舶課長	宮 平 優
	総務課長	大 城 晃	会計課長	野 崎 康
	政策企画課長	垣 花 健	教育課長	金 城 英 幸
	住民課長	宮 平 真由美		

平成 19 年第 1 回座間味村議会定例会議事日程（第 5 号）

（平成 19 年 3 月 16 日）午前 10 時開議

日 程	議案番号	件 名
1	議案第 29 号	平成 19 年度座間味村一般会計予算について
2	議案第 30 号	平成 19 年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
3	議案第 31 号	平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計予算について
4	議案第 32 号	平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
5	議案第 33 号	平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算について
6	議案第 34 号	平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
7	議案第 35 号	平成 19 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
8	議案第 36 号	平成 19 年度座間味村航路事業特別会計予算について
9	議案第 37 号	座間味村課設置条例の改正について
10	同意第 1 号	座間味村教育委員会委員の同意について
11	発議第 1 号	座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について
12	発議第 2 号	座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について
13	発議第 3 号	日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書について
14	発議第 4 号	医師不足に関する意見書について
15	発議第 5 号	後期高齢者医療制度創設にあたっての決議について
16	発議第 6 号	監査請求に関する決議について

○ 議長（金城英雄）

これから、本日の会議を開きます。

開 議（午前 10 時 00 分）

日程第 1、議案第 29 号 平成 19 年度座間味村一般会計予算について議題とします。

これから討論を行います。

暫時休憩いたします。

（ここから、テープ録音なし）

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号 平成 19 年度座間味村一般会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 29 号 平成 19 年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 2・議案第 30 号 平成 19 年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

（ここまで、テープ録音なし）

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

なかなか徴収に至らない段階でありまして、この金額がそのまま今回の予算書として載せておりますが、できる限り、本年度中に徴収したいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○1 番（宮里順之議員）

これは退職者、私も被退職者ですけれども、それが恥ずかしいですよ。これは、だから特例をしないと、住民には、いろいろと言えませんよ。そういう事で、是非、去年もそういう話だったんじゃないかと思えますけれども、是非、特例をして。額の問題じゃないけれども、ちゃんと担当には、これはきちんと行きそうですか。この保険手帳は配っていますか。特例措置を受けていますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

実は、この方、只今、住民票はございませんで、被保険者ではございません。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

いずれにしても、早くこれは担当と相談して、早く。大した金額じゃないですよ。後 5 ヶ年位も待たされたら、5 ヶ年、何の請求もなかったら欠損不能額に出ますよ。5 ヶ年間何の請求もなかったら、欠損不能額で出ますから、それにしていいいんですか。ということですよ。ひとつ、よろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

今、この上には数字が出ていないですけれども、村内で生活保護世帯というのがあると思うのですけれども、何名位いらっしゃるのか。ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

只今の御質疑にお答えいたします。実際、村内で暮らしていらっしゃる方は 5 名程度かと思えます。ただ入院で保護世帯という形で何名かおりますので、その点は福祉事務所の方で把握しております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員

○ 3 番（金城善昇議員）

生活保護世帯というのは、いろいろ報道とかみると、生活保護受けているのだけれども、逆に健康保険税が払えなくて、病院に行けないという状態があるのですけれども、実際本村において、そのような事があるのかないのか。その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

只今の質疑にお答えいたします。実際、病気をなされた方、保険証を滞納した方には、生活保護の方に移行するように進めております。また、滞納者のリストがございますので、滞納者が病気にかかった場合、一部納入していただきまして、短期証を発行しております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

生活保護で、テレビで見ると、ものすごく悲惨で病気になった方、だけど生活保護の費用というのが、費用というか、受給額というのが、ものすごく少ないので、病院にも行けないという状況がありますので、本村では、やはりそういうのはないように、話を聞きますと生活保護を受けている人たちが、ちょっとした失業対策事とかありますよね。そういう物にちょっとでも出ると、その分だけ引かれるから、出てはいけないという風になっているのですよ。という事は、何というか。ちょっとでもレベルアップしようとしても、逆に法律の方でできない状態になっていっているのではないかと。そういうところを何とか、こういう方向はないか。生活向上をさせることができるようなことができないかということで、ちゃんと勉強していってもらえますか。車イスではないんだけど、歩けないような状態の人を見たことがあるのですよ。ちょっと手術、膝の関節を手術すれば、その痛みはなくなると。だから普通に歩けるのだけれども、そういうお金がない。生活保護なんかそういうお金がないということで、歩くのにやっと、100メートル歩くのに30分かかるといような人がいますので、そういう実態調査をして、福祉ができないかどうか。その辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

只今の御質疑 2 点ございました。生活保護に関してですが、確かに収入があると認められれば、その分減額されることはございますが、2 ヶ月に一度福祉事務所の方からケースワ

一カー調査にまいます。この実態調査をいたしまして、それを勘案しておりますので、特に月に10万円とかもらえる方はもちろん、減額の対象になりますが、一度、二度出た場合は、減額の対象になっておりません。また、どうしても必要な検査で那覇に行く場合は、移送費として船代が加算されております。

もう1点ですね。今、おっしゃいました足の御不自由な方がいらっしゃいましたら、今、地域包括支援センターというのを設置しております。相談に見えましたら、その点ですね、介護保険に移行するなり、障害の方で補装具を支給するなりを考えさせていただきますので、情報がございましたら、是非、こちらの方にもお教えいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そういう支援制度があるということは、住民なかなか分からないのですよ。分からない人が多いので、そういうのは、やはり、もっとアピールして、こういうのがあるのだからという事で、実態調査をして、こちらの方から出向くような形にしてもらえませんか。特に赴くという事は、なかなかできないので、不自由な人が赴くというのはできないので、その辺をちょっとやっていただくようお願いしたいのですが。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

包括支援センターに関しましては、広報等で何度かお知らせをしております。また阿嘉の方ですね、今、ホームヘルパーが社協の事業所等に配置されているのですが、午前中は職員が常時いるようにしております。また、4月から、さらに体制を強化いたしまして、福祉の方の向上に努めてまいりますのでございますので、その点の方を御理解の方、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員

○ 3番（金城善昇議員）

福祉はやはり大事ですので、特にお年寄り、私たちも、これから年をとっていきますので、そういう風にならないように、自分たちでも努力しないといけないのですけれども、やはり現在そういう人たちは、村全体で包んでいけな部分があるので、相手が来るのを待つのではなくて、こっちが行くように、十分、大きい所ではないですから、十分

調査できると思いますので、その辺で頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

8ページ、お聞きしたいと思います。ここで滞納でございますけれども、300万円余りある訳でございますけれども、今、一般の方から2,700万円繰り入れしている訳ですが、これにつきまして、やはり、この金が、また、それだけ入らなかつたら、また補正やらなければ、この運営ができないような状態にくると思うのですね。だから、その徴収の方法ですね。今から、どのようになっているのか。それとも、今現在、特に計上されている訳ですが、これが入っているのか、入らないのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

只今の質疑に対してお答えいたします。実は滞納額が、今までの額が合計で、平成17年度までの資料ですが、294万9,900円、介護保険が39万2,900円と滞納がございます。どの税も同じですけれども、滞納なさっている方は、他の税、また水道料金とも滞納なさっていて、大変厳しい状況でございます。収納率が平成15年度97%までいったのですけれども、この理由といたしましては、大口が徴収できたという形です。平成17年度93.3%まで下がりまして、93%からは国からの交付金のペナルティがございますので、大変厳しい状況だったのですが、大口の方の収納と、後、座間味村の特徴といたしまして、本土から転入してきた方の未納が多くなっております。本土の方は収入が高いものですから、その金額で賦課しますと、かなり高額納税者になります。季節労働が終わりましたら、そのまま住民票を移動するケースがございますので、その方の大口の滞納が残っている状態でございますので、追跡調査をいたしまして、毎回督促状を送っているのですが、親の方に送っていくなり、まめに連絡するなりして、徴収の方に努めてまいりたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

説明で分かったのですが、やはり、そういった物におきましては、転出でやる時に、一応取ろうと思っても取れないのが多いと思うのですけれども、だから、そういったのが、このように予算に、このように残ってきた場合には、大変非常に莫大な未納ということになってくる訳ですね。だから今後このような事を、上司とも相談しまして、これ投げるの

か。一応請求はずっと生かすのですけれども、この予算の中に入れるのかどうかというのは、ちょっと考えた方が、いいのじゃないかとこのように思っております。

それから、後1点でございますけれども、30ページでございますが、出産の210万円あがっていますが、これは7名産まれるということで予定してよろしいですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

お答えいたします。昨年度の10月の条例の改正によりまして、お一人35万円の出産費になりましたので、6名の予定をしております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

じゃあ、これはこういうのは非常にいい事でございますので、あれですけれども。とにかく、今、言いました未納につきましては、できるだけ努力をしまして、徴収の程、よろしくをお願いします。これで終わります。

○ 議長（金城英雄）

他に質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算に、ついては、原案のとおり可決されました。

日程第3・議案第31号 平成19年度座間味村老人保健事業特別会計予算について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号 平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 31 号 平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 4・議案第 32 号 平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番 (金城善昇議員)

6 ページですね。給水収益というのが前年度と本年度と比較しまして 2,434 万 5,000 円と数字が出ているのですけれども、これはどういう根拠でこの数字になったのか。説明いただけますか。

○ 議長 (金城英雄)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長 (金城英隆)

この給水量の算定におきましては、前年度の実績、それとあと新規開栓分があります。そういう物の増ですね。前年度分、滞納につきましては、平成 11 年までは全部徴収しました。平成 12 年度以降の滞納分、その 95%相当額を計上してあります。

○ 議長 (金城英雄)

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番 (金城善昇議員)

座間味村の基本料金何 m<sup>3</sup>で幾らなのか。追加 1 m<sup>3</sup>方毎に幾らなのか。それだけ教えてくださいいただけますか。

○ 議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道料金の基本料金ですが、80 m<sup>3</sup>まで1,260円です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは個人、事業所、全部同じ単価ですか。それと、もうひとつ8 m<sup>3</sup>を超えたときの1 m<sup>3</sup>当たりの単価等、ちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

これについては全部計算して早見表があります。これをお配りした方がよろしいでしょうか。料金は統一です。同じ料金です。あと使用料で。使用料に応じての徴収になります。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これですね。水道料徴収するのが非常に平成12年位からの滞納があるという事で、多分、個人も事業者もあると思うのですよ。多分、事業所の方が大きな比率を占めているじゃないかと私は思うのですね。ですけれども、水を沢山使います。事業所は。個人と逆に事業所の分の基本料金自体が、そうでなかったら基本m<sup>3</sup>を変えてもいいのじゃないかと思うのですよ。そうしないと座間味の水がめが危ない、全然、危機感がない訳ですよ。安い物ですから、どんどん使いますよね。節水には、ならないですよ。だけど負担だけは大きくなって行って、取れないと。だから、自分たちで節約するぐらいの料金に、個人、負担率が逆にいえば一緒ですよ。沢山使う人も少なく使う人も、一人暮らしの老人が8 m<sup>3</sup>使いませんよね。月に。だから、逆に沢山使う人が、沢山、金を出さないといけない訳ですよ。それ位に、水使う事によって、事業で収入得ているわけですから、そういう人たちは沢山、

出すような方向に持っていかないと。沢山、使う所、一人暮らしも一緒ですよ、では、これは住民納得しないと思いますよ。その辺をちょっと、来年度からは考えていただけないかと。課長、そういう方向で持って行って、条例の改正ができるようにしてもらえませんか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道の料金、営業と、それと一般村民の質疑ですけれども。現実的な対応としては、水道の管の太さ、口径、これで区分をして給水料金の差をつけているんですけれども、本村はそういう管の口径等を営業用という事で、特に大きい設置は、今、していませんので、改正するのでしたら、そういう短時間で水を使用する所は、それなりに口径を変える必要があります。それは工事費も伴いますので、費用対効果といえますか。そういうのを勘案しながら、確かにおっしゃるように事業所の方は沢山、水を使っております。

ちなみに、これ座間味地区だけ、座間味が非常に湧水の期間が長い物ですから、いろいろと統計をして、住民の懇談会等でも話をした事があるのですが、ベスト 10、1位から 10位まで全部営業所でした。1月の水量のですね。そのような状況で、何等かのそういう受益者負担ですが、そういう事で、庁内で検討しながら、それと議会の方とも相談しながら、検討していきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

住民の中からも、やはり不平不満、出ているのですね。「あれなんか、水、沢山、使っているのに、儲けている。何で家も同じ水道料金なのか」というのがあるのですよ。だから、そういう事からして、やはり、改善、考えて行くべきではないかと、やはり一律でやって、長い間、そうなっていると思うのですが、やはり、その辺は、やはり私は議会が始まった時から言っているのですけれども、受益者負担というのは、どうしても必要ですよ。すべて利益をあげている人たちが、それだけ負担を伴うというのは、これは当たり前の話で、その辺も考えて水道料金の設定とかをやって収入上げるようにしてください。今、座間味のベスト 10が事業所だという事ですので、早急に滞納分を整備するように、お願いします。以上です。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

今のに、関連するのですけれども、徴収率が上がらない部分も確かに問題があります。ただ、やはり郵送で幾らですよという風に送られてきた時に、島民に聞いたのですけれども、何年分か溜まって、いっぺんにまとめて督促状きたという事を聞いた物ですから、やはり、なかなか、この役場の窓口に来て、直接払えないという人たちもいますので、それが先程、配られた、この財政課そういう事で、しっかりと足を運んで徴収にあたっていただきたいと、そういう風に思います。

それと、もう 1 点は、やはり水不足については、かなり気になりますと。夏の乾期になると、今度は、水不足がある。それで地下水をよく汲み上げて使っているという事で、それで水道と連結してしまうと。そうすると、この水の衛生、お客さんが使う、特に民宿の場合は、水道は使わないで地下水を使っている。それで非常に不公平じゃないかと、不満の声が聞こえるので、そういう所も、しっかりと徴収して、そういう水を使って、ちゃんと料金の払えるという形をそうしないとあとで出てきますけれども、下水道の水の使用料にも非常に影響してきますので、そういう所は、もう一度、これは、この話はずっと以前からずっと出ているので、そのタンクとの連結ですね。そこを調べて、やはり水道水と、それから、その地下水との区分けをちゃんとしていただかないと。そこで、やはり、いろんな巷では、いろんな話がありますので、そういった所をしっかりとやっていただきたいと、そういう風に思います。終わります。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

17 ページ、公債費ですね。これについて、償還表ですか。後ですね。先程の償還表ですね。後で議会に提出してもらいたいと思います。現在の償還表ですね。そして、今後、この推移ですね。是非ですね。提出をお願いしたいと思っております。各金融関係はいいとして、この償還表だけですね。お願いします。注文つけて終わります。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克議員）

先程の金城善昇議員とも関連するのですが、基本料金 8 m<sup>3</sup>、普通は 8 トンで幾らという風にやっているのですが、以前に公式ディスカッションの時ですか、村長がやはり老人世帯 1 人暮らし、夫婦で 8 トンも使いきれない。先程、言ったように 1 トン、2 トンしか使いきれない世帯が多いと。その基本料金、使用料の基本量を 5 トンから 3 トンに下げて、それからトン当たりの追加料金にした方がいいのじゃないかという話を村長から聞いたのです。それを私は非常にアイデア的がいいのじゃないかと。やはり 8 トンも使えきれない人は非常に多いと思うのですよ。その基本料金の使用トン数、ちょっと下げた方が少しでも、

やさしい政策につながるのじゃないかと思うのですが、その考えはまだ変わっていないのかをお聞きしたいのですが。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

考え方は変えておりません。今回の施政方針にも、やはり受益者負担の進めというのでしょうか。特に、こういう水道料金等の受益者負担というのを考えている。先程来、設置条例という事でも話題になっているのですけれども、是非、今年はこれまでこういう事も考えられるが、ああいう事も考えられるという事でやってきた事。確実に実行できるような形を作っていきたいという事で、税政課というのを作っております。これは、ただ税金だけを徴収するだけじゃなくて、村で発生する収入源、いわゆる自主財源の確保という事での、ひとつ位置づけでございますから、そういった物、村民が不利にならないように、適正なという事をひとつ念頭に置きながら、そういう調査研究、実行という風な事をして行く事を考えております。ですから、この間、いろいろディスカッションの中に出てきた考え方は変えておりません。是非、また、そういったようなアイデアを提供していただいて、村民に納得するような料金体系、これをひとつまた教えていただきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

分かりました。私もいろいろ水道メーター3つ持っております、母方の実家とか、その2つは1トンも使っていないような状態で、そういう方も沢山いると思うのです。やはり、それに対して、住民の負担も大きくなっていきますので、そういう世帯も多いと思いますので、いろいろアイデアを練りながら、これを反映させてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号 平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 32 号 平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 33 号 平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番 金城勝英議員。

#### ○ 5 番 (金城勝英議員)

1 点程、お聞きをしたいと思います。7 ページでございますが、下水道の料金につきましては、水道メーターの 80% で徴収やっておりますが、各家庭等におきましては、これまで地下水を利用しているのは相当ある訳ですね。それにつきまして、排出するのは、下水道を通して一応は排出をして、その下水道に流れている訳でございますけれども、これは、ずっと前からそういう話よく出ておりますが、一向に何か改善はされていない訳でございますが、これにつきまして、村はどういった方法で徴収するのか。お聞きしたいと思います。

#### ○ 議長 (金城英雄)

金城英隆環境衛生課長。

#### ○ 環境衛生課長 (金城英隆)

只今の、地下水の下水道への流入といいますか、それについてお答えいたします。確かに村内には地下水を活用しまして、その処理水が下水道に入っている箇所が見受けられるようです。これは先程、質疑にも、あったように、村の下水道事業の大きな課題となっております。私も下水道の事業で 1 年目ですけれども、職員の方にも、いろいろと聞き取りをしましたところ、調査的なものを過去に行ったようですが、全部が下水道には流れていないというような、分岐して使っているとか。いろんな配管見えないものですから、現実的には、そういう非常に難しさもあるようです。それをきちんと数値的なもの把握するためには、最終的にこの水道と下水道の水を両方、計らないといけない訳ですから、それも土間を打ってあったりとか。そういうような事で、なかなか難しいところがあるようです。でも何とか少しでも改善に向けて、取り組んでいかなければいけないんですけれども、何かいい方策がないか、日々検討しているところです。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

これは、やはり下水道に繋いでる所の話でございまして、瀬戸内海のある島の話ですけども、やはり観光で民宿等とか、そういった大きな所が地下水を使って、下水道に流れていると。そういう所においては、やはり、年に何百名入るとか、こういうゲーターを下に、1人幾らの認定をやってもらってというように、やはり、この最小限でもいいですよ。やはり、そういった認定をして、「あんた方のお家は、それだけ年間入るじゃないか」というような、こういった調査もしながら、やはり決めていかないと。メーターでやるとか、こんな物では非常に難しい訳です。だから、こういった物は、そういった業者と、やはり相隣をして、前向きな考え方で設定をした方がいいじゃないかとこのように思います。これにつきましては、村長はどういうお考えですか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この井戸水、地下水をつかって、大口需要の軽減を図っていくと。非常にいいことだと思います。ただ、その時に、今の議論から、もうひとついきますと、私、村とすれば、下水道の完備によって、広域、水域に出ていく水の質というものを、確実に処理して流す、いわゆる下水道を完備している訳ですよ。その中で例えば、洗剤等がそのまま下水道を通らずに、地下水だからということで、そのまま放流されていると、せっかく下水道を整備しても、その効果は表れないと。ですから私とすれば、すべての水を、下水を下水道に流してもらいたいという、接続してもらいたいというのが、ひとつ考えとして持っております。そういう意味合いで、先程、金城議員から御提案のありました、例えば加重方式というんでしょうか。各宿泊施設、年間の要するに収穫量、それをひとつ勘案しながらやっていく方法。それから、もうひとつ、一番これが手っ取り早いかなと思います。大口の需要者ですから、利用者ですから。もうひとつは、やはり先程、担当課長からありましたように、いわゆる井戸水をくみ上げ、ポンプの入口にメーターをつけて、その何割かをひとつチェックいただいて、いろいろと方策があると思いますので、先程から、すべてこっちに行くのかなと思うのですけれども、とにかく私たちは、今年、この平成19年度は、そういうような事を、どうすれば解決するかということ、プロジェクトチームを作りながら、解決していこうという考え方を持っております。それで、これも余談になって申し訳ないのですけれども、今年度は、私が後で課設極条例にも関連しますけれども、考えておりますのは、観光産業の振興をどうするのか。それと多分に関連してきます。それから、今の

村の収入源をどういう風に整備していくのかという事をひとつ、この 2 つはプロジェクトチームを立ち上げて、徹底して研究してあるいは実行していく考えでございます。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

村長の言い分もよく分かるのですが、一人暮らしの老人が入っている所の、下水につないでいる所は、幾らか何年か徴収されているのですよ。民宿が潤っているのに、つないでいるのだけど、井戸水で全然使って、1 銭も払わないと、メーターがありませんから、こういった不公平な事がありますから、今、話をやっているのであって、これは、やはり自然のこう下水道入れた場合は、それだけの環境においても非常に素晴らしいことは確かでございます。だから行政というのは、平等に考えていかないと、下水道を使って料金を払わないというのは、これは、非常に私は行政の失態じゃないかと、このように思っております。金があればいいんですけれども、今みたいに一般会計から何でも繰り上げて、今度みたいに基金も使うだけ使って、ないものですから、やはりどうすれば収入が入るかということは、私は行政の使命じゃないかと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

只今の金城議員の加勢ですけれども、内容的にはちょっとあれしますけれども、この水道料金というと、下水道料金は、納付書は同時に計って送りますよね。担当課長、どうでしょうかね。例えば、いわゆる水道料金だけ払って、「ウリエー、後からマッチョーケー」というようなことはありませんか。普通は納付書一緒にいくから、その 80%は下水道ということになりますけれども、その辺どうですか。そこに滞納処分が 120 万円も出ておりますから、それを聞きたいんですね。お願ひします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道料金と下水道料金、同時に通知をしております。下水道に関しましては、接続という事がありますけれども、その中で全くないという事ではないのですが、やはり飲み水の方は先に払うと。下水道はマッチョーケーというケースも若干はあります。額の違いですけれども、先程、可決されましたけれども、額がかなり違いますよね。水道が何でこれだけの高額かといいますと、使用料の問題、それと後、必ずしも水道、下水道は、水道は全

所帯普及していますけれども、下水道は必ず接続はしておりませんので、全部ではありませんから、そういうことでかなり差が出てきますけれども、そんなに大きな水道料金だけで、下水道を納めないという方はそんなに多くはいません。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

座間味村は特定環境で 10 何年位なりますかね。やっていますけれども、この大口では、まだ、つながない所があるという話も伺っておりますが、そういった事ができると思えますけれども、先程、同僚議員、金城議員からも指摘がありましたけれども、この下水道に関しては、これは法律的にも工事をして施設整備をしたら、3 年以内に接続しなければならないという法律があるのですよ。だから、これは、まだ慣れていない所が行政の指導の弱さという事になると思うのですけれども、指摘ですけれども、とにかく、もう少し、座間味も、そうですけれども、阿嘉、慶留間どうなっているか分かりませんが、今後そういった物について特例しながら、負担金なんかどんどんこれは出ていますよね。債務状況も毎年 5,000 万円位、払うでしょう。だから少し受益者負担ということにつなげて、是非ですね、この辺を根本から洗い直して、特に税務課もできるというお話もありますので、徹底して役場体制、徴収体制の強化というのを図って、特別会計もどんどんこれは赤字をなくしてもらいたいと思ひまして、以上終わります。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

7 ページですけれども、延滞金繰越分が 120 万円なっていますね。今年、これを 95%、出しているもの ですから、これは納税者が数名だという風に理解していいのですかね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

滞納分の収納率の質疑ですけれども、すみません。資料を手元にないものですから、件数はちょっとはつきりしませんけれども、多人数ではありません。10 件前後位だったと覚えてます。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

95%も上がっているものですから。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

接続率の質疑ですけれども、85.9%ということで、予算の説明の時に申し上げました。これは平成17年度末の接続率の数値です。平成18年、それから1年経過しておりまして、少しずつ接続が増えておりますので、率は、ちょっと、今、はっきりは出せませんが、たしか、座間味地区でも5件程度あったかと思っておりますので、徐々に上がってきております。あとでよろしいですか。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

収益の方は事業費に到底及ばないですね。それと、先程おっしゃったみたいに、水道以外の料金が加算されていない水が流れているのが原因と考えてよろしいのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城秀孝環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

料金の設定につきましては、御存じのように水道料金80%という事で、料金を徴収しておりますけれども、水道水からの下水道への流入以外に地下水の流入というのが、現実的にあります。これにつきましては、基本的には井戸を保有している所帯という事になりますので、座間味地区は比較的井戸多いです。阿嘉、慶留間の場合は井戸が、ちょっと、あまりいろいろと地形的な水脈の問題とか、非常に少ないですけれども、先程、財源確保というような事も含めて、いわゆる井戸を持っている方から調査を始めて、下水道の接続、それと流入の、この問題については、非常に難しい所があるのですけれども、早い時期にそういう状況にある方たち集まって、料金的な対策の話し合いをやっていかなければいけないと思っております。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

という事は、これが原因であるという風に捉えて、構わないですね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

そういう地下水等が一要因になっております。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

以上でした。

○ 議長（金城英雄）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号 平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 33 号 平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

日程第 6、議案第 34 号 平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

1 点程、お聞きしたいと思います。14 ページ、漁業排水事業が非常に何年前から供用されている訳であります。今さら、こちらの方に公有財産購入費が 79 万円出てきていますけれども、これ、どういった物ですか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

用地購入費の質疑ですけれども、漁業排水事業につきましては、下水道の管の工事とか、あとは阿嘉の漁港の隣にあります公園の整備、それと集落道の整備という事で、多岐にわたって事業メニューがあります。これにつきましては、以前に実施をした西浜に向かう道路がありますけれども、場所としては墓地公園がありますよね。そのカーブ付近で 2 筆、まだ用地の所有権移転がなされておりません。地主さんとは連絡をとっているんですけれども、相続の関係でちょっと遅れているようです。そういう事で土地の件数は 2 筆ですね。近々、予算が成立次第、整備をしたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

この地主につきましては、同意は得ているのですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

実際工事は進んでおりますので、施工、承諾もいただいてやっております。相続関係ですね。そういうので、これまで遅れてきた要因の一番それが大きいです。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

もう 1 点ですけれども、登記関係においてはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

国の事務処理につきましては、まず契約終了後に土地の代金を支払いする。そのあとに所有権移転の手続き、いわゆる名義を替えるという事ですね。そういうような事務処理になります。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

はい、これで終わります。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

5 ページ、公債費ですね。いわゆる村の支払いですよ。これも先程と同じように償還表の提示をお願いします。それから、後 1 点、7 ページ、事業収入ですか、下水道料金については、これからみると滞納なしという事ですよ。阿嘉地区の全世帯はどの位でしょうか。それと現在の全世帯の割合の中でどの位を接続しているかということ、全世帯からまず、これアバウトでいいから、正確じゃなくてもいいから、それをひとつお願いします。

○ 議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先程の質疑にお答えいたします。阿嘉島の方、世帯数が 178 人口が 325、漁排事業の接続率ですけれども、これ平成 17 年度末で 54.2%です。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これは本村の公債費を上げているのは、こう言った事もあるのですよね。だから、住民は住民で、その事を理解してもらって、これは絶対的に協力せんといけないんだけど、接続率は 54.2%ですか。でも、できてから 2 ヶ年になりますよね。だから、この特例して、これは金がかかりますけれども、役場には、貸付基金がありますよ。1,800 万円位、これを借りて座間味村、ほとんど、これでやっているのですよ。だから、そういった事で特例をして、ゴキブリが出ないようにひとつね。座間味の今、海岸を見てください。余談な話だけれども、きれいでしょう。阿嘉もきれいですけれども、環境の浄化という事も海につながって行く訳ですから、本村はラムサール条約の規定にも入っているし、今後、こういったのを特例して、特に阿佐の前は、非常に潮流が激しくて、ざっと流れて目の前から汚濁が上がってくる訳ですから、だから、そういった事で、たれ流しはいないと思うのですけれ

ども、ひとつ特例して、業者も2日間やるみたいですから、どんどん、それを私の方から、是非、村あげて環境の整備という、ひとつにつなげてもらいたいという事をお願いして、私の質疑をこれで終わります。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

先程と同じ質疑ですけれども、事業収益が437万円、事業費が1,600万円、2,200万円位、赤字だと思えますが、54.2%の接続率という事になっていきますけれども、年度毎の接続率のアップの目標値を設置して、そういった事に取り組むお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

接続率の質疑ですけれども、平成17年度末で54.2%です。平成18年度2件の新規接続がありましたので、若干、少し上がってくるかと思えます。あと方策としては、私が直接出向いて2カ所の事業所には接続のお願いをしてきました。いわば前向きにといいますか、いろいろと接続が遅れたという話とかも聞いてきました。そういう事で、あと、事業所の方ですね、未接続の事業所、今後も出向いて工事を図っていきたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

54%ですかね。年度目標を設定されて、2年か3年後位に70%もって行くという風な。そこで、取り組んでいただきたいと思えます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一応、今、接続率の問題出ているんですが、座間味の下水道もそうだったのですけれども、工事、村内業者がやっていないという事を聞いた事があるのですが、全部那覇から来て、指定業者がやって、異常に工事費が高いという話を聞いた事があるのですよ。島にそういう業者がいるのかどうか。ちょっと。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

村内には、一応手続き、それと実施という事で、実施の方は村内業者で施工させる体制を整えております。これは、ちょっと周知不足だったかと思っておりますが、これは座間味であった事ですけれども、建物、増改築と合わせて、下水道の接続、一緒にやってしまっ、これは本島からの業者ですけれども、そういう事で、後で接続等の事務手続は処理しましたけれども、そういう事で本島業者が施工した事例もあります。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

手続は、村内にはないと。施工業者はいるという話ですが、村内に、この施工業者がいるというのは、分からないですね。21 さまみが請けますというポスターを見た事があるのですけれども、21 さまみにそういう下水道の技術者がいるというのは、私は聞いた事がないのですけれども、これは、どういうシステムになっているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この下水道の接続につきましては、当初は要するに村外の業者がやっておりました。それで先程、御指摘がありましたように、どうしても割高になっているという事で、これを、ひとつコーディネートというのでしょうか。注文をとる組織としては、21 さまみに凍結しようと。この意味はですね。いわゆるパイプを切ったり、あるいは接着剤を使ったりする時、余りが出てきます。各々の業者にさせていると、そういう余りが使えない物ですから、21 さまみで要するに材料等は一括して購入すると。それで施工業者ですけれども、地域に結構おりました、名前はちょっとあれでしょうか。おりました、その方ができますが、後は、この接続の技術とか、そういう者が代理者が必要であって、穴を掘ったりするのは、また別の方になりますので、私としては、21 さまみに集めたのは、今、公共事業が少なくなっていって、今、座間味村では建設協力会という事で、建設業を営んでいる事業者は、確実に 2 社、座間味にひとつ、阿嘉に 1 社と、それから協力という事で、あと 5 社ですか、協力がありますが、特に、この 2 社の方々の働き口を継続させて、建設業を座間味村に定着させていこうという、ひとつの方策の下でやりまして、料金いわゆる接続料金につきましては、これまでの値段の、いわゆる 7 掛けでやってくださいと、例えば 40 万円かかるところを 28 万円でやれるように努力してくださいという事で、この努力目標を今、確実にこなして接続をしているところです。ただ技術者が、ほんとに今の所 1 人しかいませんので、

接続するのに少し時間がかかるという実態はあるようであります。ですから、私とすれば、ゆっくりゆっくりですね、進めて行く事が、地域の事業量も確保しながら、建設率も安くして、接続率を高くする事ができるだろうという風に考えておりますので、そういう方向をずっと踏襲していきたいという風に考えております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

今のお話でよく分かりましたけれども、依然として、やはり沖縄本島の方から来て、接続をするのだという話が、まだ残っているのですよ。だから、地元の人が工事をするという事は、ほとんど知らないのですね。どこの土地に行った方々はね。だから、ものすごく高い料金で取られるのだというようなイメージ、いろいろあるのですよ。だから、その辺を説明といいますか。21 ざまみが受付はするのだけれども、工事は島の人やるのですよという事を徹底してやらないと、沖縄本島から来る業者と、21 ざまみが請けるのと別々のものだと勘違いされている部分がありますので、その辺も課としては、徹底して、例えば、接続していない所には「こういう事ですよ」という事で、もっと徹底して説明に行った方がいいんじゃないかと思います。その時には、私どもも協力は惜しみませんので、その辺は、また考えて行動していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

6 番 宮里祐司議員。

○ 6 番（宮里祐司議員）

先程 54.2%という接続率だったのですけれども、新設した所帯が 2 ヶ所あったという事ですけれども、これは今後ですね、やはり水道と下水というのは、セットで義務化なり何かこう決めてやるようにして、できないものかと思うのですけれども、この辺どうですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

只今の質疑ですけれども、漁業排水の事業に関しましては、村内 3 下水道事業等も一番接続率が低い地域です。水道は御存じの様に 100%普及しております。下水道の方がなかなか高齢者世帯とそれと座間味より極端に高齢世帯が多いという訳ではありませんが、接続率が低い要因の中では、おじいちゃん、おばあちゃんだけの世帯、それと事業所の接続がちょっと低いというのが要因です。いろいろと体制、先程、質疑もあったのですけれども、これも広報等もっと周知を図って、21 ざまみで事務手続きをして、それで施工すると。建

設協力会の事業者に接続をしてもらうというような体制、それと周知をもっと村民に図っていきます。

それと、やはり、これは全部訪問をして、事業所の方をお願いをしに行くのが一番、今の所は対策としては普及を高めるためには、そういう方法が一番望ましいのかなというような事で、先程も言ったのですが、一応 2 件はお願いしに行行って参りました。それで、いろいろと話も聞いたのですけれども、まず施工図を作らないといけないのですが、ある事業所の方の話では、この全部家の周りをコンクリートで張ってしまって、どうも配水管がうまく接続がやりづらいと、だから相当、ほとんど外さないといけないような状況で非常に困っていると、それで非常に遅れているのだよというような事もありまして、中に、そういう事情もあるようですので、必ずしも地面むき出しだけど、敷地ではありませんので、それも含めて 1 件 1 件、訪問して、そういう形で普及を図っていきたいと思っております。法的には、接続、下水道法では、接続をしなければいけないという規定がありますので、後は協力していただくという事になります。

○ 議長（金城英雄）

6 番 宮里祐司議員。

○ 6 番（宮里祐司議員）

はい、分かりました。ありがとうございます。そうですね、やはり、今後、新設する所が確実に接続しなければ、接続率がどんどん下がって行く事になると思いますので、その辺、徹底して取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号 平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 34 号 平成 19 年度座間味村日漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 35 号 平成 19 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これも先程と一緒にすけれども、償還費ですね、これも同じく 167 万 6,000 円と、これに償還費も、いつ切れるかですね。これは接続パーセントですね。それについて伺って終わります。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

只今の接続の質疑にお答えいたします。慶留間島におきましては、世帯数が 37、人口が 76 人です。接続率は 60.6%で、座間味が 80%で次いで 2 番目ですね、接続率になっております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

はい、もう終わりました。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

同じ質疑ですけれども、ここで事業収入が 48 万円、事業費が 290 万円これだけの差が出ています。接続率も 60%になっていますが、この 3 会計というのが、環境保全という事でやったのですけれども、こういった接続率でほんとに環境の事が、まだ達成効果が、達成できているかどうかというのが、非常に接続率を上げない限りは成果が得ないのではないかと思っています。というのは、これだけ財政を、この会計は圧迫しているという事もありますので、接続率をあげないと、事業の成果というのが評価できないという風に考えています。こちらも接続率のアップの目標は掲げて、取り組んでいただきたいと思っています。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克議員）

この3つの事業に関連するのですが、その処理浄化という最終の物ですね。あれは聞いた所によりますと、ある一つか二つの注水井戸が足りない。村長詳しいと思うのですが、何か、ここは非常に良い肥料になるという話を聞いていると思うのですが、これは、前テレビに出ていたのですが、ある自治体では、それを堆肥にして、事業化して成功しているという所もありますので、これをどうにか有効利用できる、やはり、畑に使える訳ですから、有効利用できる方法がないのか。処理水も畑なんか非常に良いという事を聞いていますので、これを売る事はできませんが、夏場の水も非常に必要な時に、これを畑なんかですね。散水用として、どうにか有効利用できないかどうかですね。それを大幅な値上げにならなくても、赤字幅を縮める事はできるんじゃないかと思うのですが、その辺をお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

只今の質疑、汚泥の有効活用とすると、処理水、注水井戸の活用の質疑にお答えいたします。汚泥につきましては事業開始から乾燥した汚泥を、そのままストックして置いています。活用がちょっと図れていないのですが、ここ最近ですね、処理場等の施設については民間の方で今、管理、委譲等委託しているのですが、課の方でちょっと肥料の活用という事で、いろいろな話を最近、ここ最近でほんとに申し訳ないのですが、管理運営している方が肥料としての活動ができないかという事で、課内で、そういう話を今、はじめています。という事で、この程度しか、今、進捗していませんけれども、何とか活用できないか。後、注水井戸につきましては、一応、もちろん、ちゃんと検査機関に検査してもらって、どういう分析だという事で、データが出ておりますけれども、注水井戸として活用する場合は、もちろん管が、それ専用の管がないといけませんので、まだある事業が伴ってくると、工事費が掛かってくる訳ですよ。

今は、特に座間味島では水不足の状況が続いているものですから、庁内でも村長も水不足に対しては何か、この放流水を活用できないか。例えば1例として溶融炉の冷却水等の活用はどうかという事でしたが、やはり、そういう巡回水というのは、実は水道の我々が飲む水よりは、ひとつの、この水の性質の目安としては、もっとナチュラルなものが設定されているのですよ。人間が飲む水より機械の方が確か70でしたかね、ちょっと数値ははっきりしませんけれども、濃度がでずね。そういうような事で使えない事はないのですが、そこまで送水をする配管等が伴うと。それと管に冷却のパイプ等に、水道水よりはダメージがあると。結局は冷却水の今度管理が、水道水よりは早く腐食とか、そういうのが進んでくる訳ですから、どうなるかなという事、今、考えております。もう少し専門的な分析をして考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番 (中村秀克議員)

水については、別に配管とか、必要な方は、やはり必要ですから、やはり軽トラに自分でタンクを持って、処理場まで来て、いわゆるセルフサービスで、自分たちで入れるような方式ですね。ただですから、ただです。そういうカスはですね。汚泥は、それは商品価値をつけて、汚泥は接続率で収益を上げるのもあるのですが、そういう副産物をいかに売りにするかを考えてもらって、今取り組んで行くという事を聞きましたので、そういう事をいろいろと考えながら取り組んでいけばと思います。以上です。

○ 議長 (金城英雄)

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番 (金城善昇議員)

これ、予算何ページはないですが、先程、漁業集落排水、あと状況ですよね。慶留間と阿嘉はつながっているの、ひとつにしてもいいんじゃないかなという考えを私の頭の中にはあるのですよ。だから、そういう時に、これは、多分省庁が同じ農林水産省の中で、何か所得権争い、ふたつ合流したみたいな感じなんですけれども、今後、統合して管理する事が可能なかどうか。もし統合してやる場合に、多分、慶留間の方が機械は小さいと思うので、そこを止める事によって、また、新たな圧送ポンプ、それが長期にわたった場合に、このランニングコストとか、すべて計算した場合に、統合した方がいいのか、しない方がいいのか。その辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長 (金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

この件につきましては、設置をする時から、所管省庁の方には、なぜ、つながない。やはり、おっしゃるように、処理場がひとつ増えるというのは、人件費がかさむ。それから非常に電気料というのは、基礎料金というのがあります。そういう使わなくても出てくる、料金が発生してくるので、これは絶対つなげた方がいいだろうという事で、その当時はつなげませんでした。先程の中村議員の質疑と関連しますけれども、農業集落排水は、出た水は農業に使いなさい。今、まだ使っていないのですけれども。恐らく農業地域が整備されていて、ちゃんとすれば、タンクを持って行って水を使うと。それから汚泥についても、他の物よりも処理法で、ひとつその向きで、処理されるという事で、当初はつなげないのだと、しかし、これが 16 年から、今は、つながるのです。これは、実はこの間、3 月 3 日に自民党の地域推進会議というのが、自由民主党でありまして、そこで、私も質疑したのですけれども、既存の物については、合併はできないだろうと。できないとは言わ

なかったのですけれども、その合併窓口というのは、総務省にあるので、行って見てご覧という意見いただいておりますので、それを、これから検討してみますけれども、かなり難しいのではないのかなという感じをしております。でもしかし、そういったような何か可能性があれば、おっしゃるような形でやっていきたい。それで、その時に検討した事ですけれども、絶対に汚水をポンプで阿嘉に送って処理した方が安くつくという事は、大体試算は出ております。そういう事で極力、努力してはみます。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

かなり難しいけれども、全くだめではないと。協力してみますという事ですので、それが、実現すれば経費の削減になるので、そのように持っていただきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

午前の部を終わります。午後は1時半からお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

日程第8、議案第36号 平成19年度座間味村航路事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

6 ページを開けてください。この 5 番の公債費ですね。これも下水道にもありましたけれども、償還表ですね。これも提出してください。償還表あるでしょう。公債費が 7,500 万円余りありますよ、借金が。だから、それを提出してください。

それから 7 ページでしょうか。過年度分を貨物の運賃ですね。大分、溜まっておるようですけども、1,800 万円、これは多額ですよ。それで、あなたは収入率を、その内の 70%を徴収率と読んでこれあげたと思うのですけれども、逆に遡って、何年度からですね。多分年度毎にプライバシーの問題もありますので、名前を伏せて数値だけで、トータルで例えば、平成 15 年、16 年、17 年という形で、議会の方に提示してください。それから 9 ページ、繰入金、他会計から 900 万円という事ですけども、説明してください。さっきの物は提示でいいです。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

9 ページの 900 万円の件ですけども、他会計繰入金ですね。実は平成 17 年度の船舶航路会計によりまして、赤字額が約 4,900 万円出ております。その内の 900 万円は村からの繰入金として計上しております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

了解しました。そしたら 16 ページ、この潤滑油ですか。これによりますと船等の燃料の高騰に伴っての増減が昨年と幾らですか。2,996 万 7,000 円出ていますよね。それは燃料等の高騰だと思えますけれども、現在、A 重油と税軽減措置軽油を使っておりますけれども、一昨年は 66 円とか 68 円年とあなたは回答したのだけけれども、今どの位ですか、A 重油とか税軽減措置軽油で。どの位値上がりしていますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

昨年から計算しますと、昨年度の当初予算の時は 59 円で計上しましたけれども、終わった時が 68.3 円でした。9.3 円変わっています。それから軽油の方が 62 円でスタートしたのですけれども、最終的に 70.9 円になって、これが、差が 8.9 円あります。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○1 番（宮里順之議員）

平成 17 年度の決算ベースでは、約 1,000 万円の黒字が出たのですよね。約ですよ。それで、しかし、去年ですか。この相当減少しておりますよね。これは何だと思えますか。どういう理由で、これだけの収益が落ちていると思えますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

お答えいたします。落ちたのは台風とかありまして、旅客の方が 2,000 万円位、落ちております。それと公共工事とか、そういうのがありますので、貨物とか自動車の方で約 1,500 万円、そして費用の方が昨年、またドックがありましたので、ドックで、船舶修繕で 2,500 万円の増がありました。そして燃料が一番大きくて、燃料が 1,800 万円、燃料単価によって変わっております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

燃料の高騰という話ですけれども、今、燃料は、業者は何業者ですかね。何処と何処ですか。調達燃料の調達しているのは。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

平成 18 年度は、座間味石油、座間味村漁業協同組合からやっております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

泊の業者は何ていうのですか。この業者、泊もあるのじゃない。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

座間味石油商会、あれは泊にあります。地元業者ということで、そして座間味村漁業協同組合、2業者でございます。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長に伺いますが、昨年、小嶺さんがいらして代替燃料導入という事で、我々も導入されてやりましたよね。これ代替導入についてどう思いますか。実際にできるのですか、それは。お答えください。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この代替燃料につきましては、今いろんな所でエタノールというの、ガスに混ぜるといいう研究もなされて、これは要するに、てんぷら油、使い古したてんぷら油を、ひとつ約3割混ぜられるという技術が開発されてきて、これは、今、進められております。ただ、我々が今、座間味村で、船で使う位の燃料が、まだ、てんぷら油が確実に集められないという事で使えない。それと、もうひとつは、車のエンジンには確実に実証されているのですけれども、船については、もう少し検討する必要があるという事で、今、他の所で、その実証をさせている所です。もし、それが上手く行くようでしたら、施政方針にも書きましたように、いわゆる代替燃料という事も含めて経費節減を考えるという風な事があります。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

もう1点ですね。村長答えてください。今の物は実験の段階ですよ。車には、実際使われているという事で、船舶にはどこか、他業者が導入している所はありますか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

船につきましては、大型の船ではないのですけれども、実際、座間味でも小型の船には3隻ですか。使ってもらって、今のところトラブルはありません。ですけれども、今、もう少し、ちゃんとしたエンジンで使う実証結果がないと。我々が使うという結論には達しない物ですから、多分、この、大変申し訳ない、多分という言葉で申し訳ないけれども、この機械を開発した方が、その名古屋ですけれども、その地域でテストをしているという

風に報告を受けております。ですから、これが上手くいけば、燃料、何協会ですか、その証明書等がついてれば、我々も導入していくという考え方を持っております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員

○ 1 番（宮里順之議員）

燃料の高騰という事にもつながりますけれども、大分、赤字が来年から予想されるのですけれども、今後この運賃ですね。例えば、ホエールウォッチングなんかね。向こうの業者がのぼりをあげて 2,900 円でくるのですよ。しかし、我が村の船だったら 8,000 円取るのでですね。運賃か何か入れて。だから、今後、大きな課題ですよ。ああいう業者が 2,900 円で組んで、何で座間味は落とさないとか言っているのですけれども、実際問題として、それに伴って、どういう対応策があるのですかね。私は運賃の改定をするか、あるいは、その特例を作って、そういうホエールウォッチングに対するものを軽減するとか、安くするとか、そのシーズンだけです。特例などを作ってやった方がいいと思うのですけれども、いずれにしても、今後、赤字、先が見えていますから、今後の、ひとつ観光客の対策として考えてもらいたいのですけれども、対策でもいいですから。そして私は終わりますので。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今の御質疑は、この沖縄本島から安いホエールウォッチングの船が来ていて、我々の、船のお客さんがそこにしゅっせいしているのではないかと。そういう対策として何か考えられないかという事かと思えますけれども、この事につきましては、私はホエールウォッチングに来るお客さんの運賃を安めるという考え方を持っておりません。この間のツーリズムフォーラムで御議論いただいたように、やはり、ここには、このひとつ料金というのが安売りはしないという事で、その考え方を踏襲していきたいと思えます。それ幸いの事に、今、沖縄本島で日帰りのツアーが増えたのに、反比例するというのでしょうか。ここに泊まり客が増えてきたという、非常に明るい兆しが見えてきていますので、今回、ホエールウォッチングという事に限って言いますと、ホエールウォッチング協会は、私が今まで会長しておったんですけれども、NPOの組織も含めて、将来NPOへの移行もひとつ基本に考えながら、去った総会では会長も民間に指導するような形に変えてく。そういう意味合いで、次に出てくる組織の機構改革の中にも出てくるのですけれども、観光をひとつプロジェクトチームを作って、確実に伸ばしていこうという考え方をひとつやっていきたいという風に思っています。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○1 番 (宮里順之議員)

航路事業に対して、新年度の質疑を終わります。

○ 議長 (金城英雄)

8 番 宮平秀保議員。

○ 8 番 (宮平秀保議員)

この船舶用船料とあるのですけれども、これは何にかわる用船なのか。24 ページの船舶使用料の件です。

○ 議長 (金城英雄)

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長 (宮平 優)

船舶使用料ですね。最初のクイーンさまみの 5,741 万 6,000 円、これは離島海運振興株式会社、リース料です。そして下にドック代船とありますけれども、これは今度 4 月 9 日からフェリーけらまを代船する予定で計上しております。

○ 議長 (金城英雄)

8 番 宮平秀保議員。

○ 8 番 (宮平秀保議員)

ドックの日程について聞かせてください。

○ 議長 (金城英雄)

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長 (宮平 優)

このドックについては、一応フェリーの方が 4 月 8 日から 2 週間ですね。4 月 22 日になりますか。高速の方が同じ 5 月 8 日から 6 月 7 日まで予定しております。

○ 議長 (金城英雄)

8 番 宮平秀保議員

○ 8 番 (宮平秀保議員)

やはりクイーンズのドックというのは、もう少し繁忙期を避けて、このオフの客の一番少ない時にやるべきではないか。という事を思うのですけれども、前もそうだったと思うのですが、去年もですか。ですから、やはり、そういう時期でいろいろなその船をフェリーを 2 往復しろとか。いろいろと言っているのですけれども、やはり、先程、見ましたけれ

ども、やはり燃料の高騰でフェリーは 2 往復できないという事ですので、こういうものを外して、その時期を外してできないものか。これは、なぜ、その時期に設定したのか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○船舶課長（宮平 優）

ドックの時期について、昨日の一般質問にもお答えしたのですけれども、基本 8 月が定期検査です。ドックが後送りできないものですから、6 月から 5 月にかけて、梅雨時期で客も少なく、その時期に、また入ると、夏の繁忙期には、きれいにいい状態で走れるため、その時期を設定しております。

○ 議長（金城英雄）

8 番 宮平秀保議員。

○ 8 番（宮平秀保議員）

確かに、その分、期間が短くなるから、マイナス面もあると思うのですけれど、ですけど、やはり、この村民に与える、その事業所に与える影響というのは非常に大きいので、今後、もし、そういう見直しができるのであれば、そういう風に考えて行っていただきたいと思います。それと、あと食糧費について、需用費の中について、それを伺います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

食糧費は船員法で食糧費は支給しなければいけないと謳われていますので、月ですね。大体、船員が就労日数 22 日ですので、それと掛ける 600 円、1 日ありますので、それで計上しております。

○ 議長（金城英雄）

8 番 宮平秀保議員。

○ 8 番（宮平秀保議員）

これは、例えばですよ。そう謳われているから、そうするという事じゃないと思うのですよ。例えば、朝、クイーンは 9 時ですよ。向こうに家族を持っている方がいるので、朝食を、朝ごはんを食べて奥さんは送り出すと思うのですよ。一人者であれば、弁当を売店で売っているのじゃないですか。それと、例えばフェリーであれば 10 時ですよ。弁当買って、ここにきて、また戻る頃には、ですから、そういう事を見直して行かないと改革には、ならないのじゃないですか。これを、そうだからという風に、そういう風に決めつ

けてしまうと、ちょっとこれは。これは前にも話をしたのですけれども、船舶が儲かっているから、この位はいいのじゃないかと。これは、以前は同時でしたから。ですけど、今は、こういう状況である中で、少し船員にも理解をいただいて、そういうのを見直していかないと、やはり、公務員は、まだ自分たちもそうあるべきじゃないかと思うこともあるのですよ。例えば、事務所の方はどうなのですか。船員だけですか。事務所の方も。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

これは船員ですね。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

ですから、そういう事で是非ですね。船員の方々も、やはり苦勞なさっていると思います。航路で、ですけどやはり、そういう理解をしていただいて、もっと、この船舶の改革を是非、進めて行っていただきたいと思います。終わります。また次にします。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

二、三点程、お聞きしたいと思います。潤滑油の件でございますけれども、去年より約2,900万円、同僚議員からもあったと思うのですが、これにつきまして、今までどおりの石油の調達やるのか、何かもっと良い方法があるのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

燃料費の件ですけども、一応入札する方向で今はやっております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

これは、非常に良い方法だと思いますので、やはり入札しまして、安いの中から入れるというのは、大変競争率があつて、良い事だと思いますので、そのように進めてもらいたいと、このように思っております。

次の 20 ページですけれども、こちらに退職手当が 1,000 万円あるのですが、これは何年度の物なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

負担金の退職手当組合ですよ。これは平成 19 年度の船員の数字でございます。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

だから 19 年で辞める方がいるのですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

この件ですね。本来は共済費とかそういう風にあるのですけれども、船舶課の場合は、この負担金という事で計上されてきております。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

このようにちぐはぐな感じがありますので、ちょっと条例的な物について、ちょっとお聞きしたいと思います。本村の船舶に置きましての条例というのは、新聞紙上にも、いつかありましたとおり、6 月の運賃の改定をやるか、新聞等にもよく載っていたのですが、何も上がっていませんでしたね。今より絶対上がっていない。これはですね。やはり減免というのと、免除というのは違うのですよね。だから、そういったものを、ただ簡単に条例を制定しないで、あるものを免除すること。これは、もうほんとに子供がやるより、私は非常に考えても考えられない話ですよ。だから、議会をどのように何でも公共のものというのは、やはり条例が物言うのですよ。だから、条例を制定しないで、簡単に減免だったらいいのですよ。例えば 5,000 円でも、2,500 円でも減免と、免除というのと非常に違うのですね。1 銭も儲からないとか。だから、今のように座間味村が、今、非常に例えば、ちょっと悪く言うかもしれませんが、がんの告知された方々が、1 ヶ月に 1 回ずつ那覇に行く方がいるのですよ。だから、こういったものの減免、例えば半分にやるとか、こんなもの大変だけれども、ただ簡単に免除、1 銭も取らないというとなると、条例を改正じゃなくて、新聞にも、あんた方ありましたよね。新聞にもちゃんとやりますと。だけど、今まで上が

ってこないのですよ。だから、これの第1点と。それから、またアイランダーズの件ですけども、これも条例も謳わないのですよ。村の公共の船を簡単にある企業が、こうやって動かす事できます。それ、総合事務局から非常に指摘があったと思うのですが、それについて答弁願いたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

確かに船舶の条例の方では、されていますので、これは条例について、見直しはしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。 宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

減免の問題について、お答えいたします。確かに条例では減免という事はありません。きれいに文言等が整備されていませんので、この辺は勉強して整備整したいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

只今の金城勝英議員の御質疑に関連する福祉関係のものだと思うのですが、船舶課の運賃、確かに免除という条例はございません。それで、今年度、要綱という形で制定いたしまして、おっしゃるように全額免除という形でありましたら、今後、財政が逼迫してまいりましたら、全額になるとは、今後の見通しはございません。という形で、要綱という形ですね。県の行政、係の方に相談いたしまして、村の福祉に寄与するものであれば、要綱の制定でもいいという事と、あと同じように竹富町が同じように要綱で制定しておりますので、県をおこしまして4月から要綱として免除するような形で整えております。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

これにつきましては、やはり役場というのは、非常に慎重にいかないと、ただ簡単に、このように自分勝手な受け入れはですね。こうなるのですよ。法も曲げて、自分たちの勝手に免除するとか、減免と謳われているのに、半分位は取るのが本当じゃないですか。こういったものというのは、少子高齢化というのは、よく分かっていますよ。だけど法的にやらないと、何か、また別の方が何かあった場合には、あれから取って、これから取らないというようなこともあり得るから、条例の整備は新聞にも、あったのじゃないですか。ちゃんと、あんた方はやって、次の新年度予算で上げるというようなことも新聞で謳っていますから、こういった事は、ちゃんとやらないと、皆から文句言われますので、この条例の制定も、ちゃんとやってもらいたい。このように思います。アイランダーズについてですね、お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

アイランダーズについて、お答えいたします。今までは、黒字でやったのですが、今回、赤字になりましたので、早急に見直しを検討したいと思います。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

これは船舶課長がいったように、大変、これが 400 万円、300 万円とか、一応、あれになっていますけれども、船にも、いっぱいこう入れるようになっておりますので、こういったのを早く廃止しまして、すんでもらいたい。このように思っております。

それから、もう 1 点でございますけれども、退職者の再雇用でございますが、任命でございますけれども、1 年未満、退職者は 1 年未満と言われていますが、また 1 年過ぎたら更新も、やって行く事になっていますが、今、その退職者が働いているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

今、高速船の方には 1 人働いていますけど、今度 3 月までとなっております。

○ 議長（金城英雄）

5 番 金城勝英議員。

○ 5 番（金城勝英議員）

だから、これにつきましても、やはり条例に従いまして、やってもらいたいと思います。これは、一般においても、そうでございますけれども、やはり退職して、それが1年も働いておりますので、また、今、2年目に入るのでありますが、こういったような更新的な手続きとか、ちゃんとして事務を進めてもらいたいと、このように思います。以上でございます。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先程、金城勝英議員からアイランダーズの件ありましたけれども、実態が私共よく分かりませんので、現在会員が何名いて、年間のアイランダーズ事業によって、会員が受けている航空運賃の、何回か、往復のスタンプをやったら、無料券が発行されるとかありますよね。金額が幾らになっているかというのをちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

会員数は、こちらの方は、船舶課が窓口ではないものですから、会員数は、およそ3,000人位とは聞いておりますけれども、3,000名だと伺っております。これは船舶課のものではありませんので、アイランダーズ事業は。金額については、あとで、資料で差し上げたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ、どこの事業か分からなくなったという事は、3,000名会員がいて、逆にいえば、切符は船舶課で販売していますよね。その、いついつ無料券を発行したというのは、ある訳ですよ。これ、トータル出ない訳ですか。1年間のトータルというのは。これは絶対にあるはずですよ。船舶で切符を売るのに、予約も船舶課でやるのに、船舶課は、そのアイランダーズとは関係ないというのは、何処から如何やって持ってきた事業ですかこれは。お答えください。

○ 議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。大城 晃総務課長。

○ 総務課長（大城 晃）

只今の船舶課に対する質疑に関連して、私の方から補足したいと思います。アイランダーズ事業は、そもそも村の観光振興ということで、村外のリピーターを確保するために、心の住民票を座間味村にという事で、心は座間味村の住民票になってくださいという事のリピーター確保のために作った会員の仕組みです。それで、村外の人に、そのアイランダーズの会員になっていただいて、会員証を発行して、それと同時に、船舶課の方でスタンプカードを設けて、年に何回来たかというスタンプを押してもらっています。それで、村外から来る会員の方は、3往復すれば1回がタダになるというような仕組みになっています。それで、今、村外の方が 1,900 名、そして、逆に村内の人からも要望がありまして、村内の人の村内会員というのも作ってあります。それが、今、300 名程度ということで、村内の人は片道、10 個のスタンプですから 5 往復して、1 回がサービスされるという事になっております。それぞれ会費が年間 1,000 円ということであります。以上です。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

非常に面白い仕組みだと思うのですがけれども、その 3 回往復したら 1 回タダと。それによって、観光客というのは、どの位、増えましたか。お答えください。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

数字上は分かりませんが、少なくとも減にはなっていないと思います。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

トータル的に、だんだん観光客減ってきているのですよ。そのやった年に、ちょっと上がったような傾向もありましたけれども、私ははっきり言って、この制度ができて、観光客が増えたとは、私は思えないのですよ。だって、民間の民宿等が、それによって潤うという事はないですから、私が考えるに、実際見た事もあるのですよ。那覇で。これを利用しているのが、座間味村内で土木業を請け負っている本島の業者の人が多いのですよ。作業員が往復買っていますからね。それを、また、こっちから金もあげて、さらに、まずは、タダで乗せると。そういう風に、ずっとなってきていたのです。実際に。観光業者が観光

旅行で来る人が多くなったのじゃないのです。ですから、今、実際に土木工事がなくなったら、急激に減っているのじゃないですか。1万人も。だから、そういう逆に、収入が増えるべき物のはずが、計画しているはずなのが、逆に減らしている訳です。その船舶も。事業圧迫している訳です。そのアイランダーズという物を。それと、もう一つ、なぜ、このアイランダーズの会員しか、ホームページにアクセスして予約できないのか。他の人がやろうとしてもできないという事を聞いていますけれども、これはなぜなのか。その辺をちょっと聞かせてください。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃総務課長。

○ 総務課長（大城 晃）

それは、船の予約システムの事ですね。当然、会員のメリットとして、会員の ID パスワードで予約ができる方法だと認識しております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

今、3 回往復すれば 1 回分タダで乗れる。これ、当たり前を受けている訳ですよ。予約も、さらに、この人たちに限るといのは、おかしい話じゃないですか。これが、できないために朝予約ができないために、朝、ずっと電話を入れても電話も取らないという状況が起きている訳じゃないですか。なんで、みんな公平に、公平にアクセスして、予約ができるようにしないのか。他の観光業で、飛行機とか何でもそうですけれども、会員じゃないから予約できませんというインターネットのあれはないですよ。座間味村だけですよ、これは。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

確かにアイランダーズの特典で、会員は、2 ヶ月前予約はできます。普通の人は 1 ヶ月前になっていますけれども、アイランダーズの会員に対しては、会員が 100% 予約取れるような仕組みはしていません。幾らかは、1 ヶ月前にもそれは調整をしております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

だから、アイランダーズの会員は 2 ヶ月前、一般の人は 1 ヶ月前と、なんで、ここで差をつけるんですかといっている訳です。みんな船と民宿とセットでやらないといかん訳で

すよね。セットで。民宿は先にとりました、だけど船は取れませんか、来れないのですよ。なんで、その辺で平等性をもたさないかと。1,000円で更新料取っていますよね。これも船舶課には、入っていないはずですよ。恐らく。さらに船舶運賃は免除すると。タダにすると。船舶を圧迫しているだけです。ただ一部の人がいい思いをしているだけじゃないですか。これは。船舶課は逆にいうと、何もありませんよ。評判悪くなりますよ逆に。一般の人からは。そう思いませんか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

確かに今は、おっしゃる通りでありますけれども、一応は、この件につきましては、検討の余地がありますので、検討していきたいと思えます。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

アイランダーズの件は早目に処置をするようにしてください。6月の定例会でも一般質問でも出しますので。それでは12ページをご覧ください。ここに旅客傷害保険料、これが減になっているのですよ。80万円程。これ、なんでお客さんが減る予想で損害保険は掛けるのですか。前年度より80万円程、保険料下がっていますけれども、下がるという事は、保険料対象が少なくなるという事ですよ。これは、なぜなのですか。この辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

旅客傷害保険についてお答えいたします。この件は、確かに80万円減になっておりますけれども、これですね。フェリー・クイーンはそのまま、すみません村内航路の「かしま」、「たかつき」が抜けておりました。要するに傷害保険はありますけれども、フェリー・クイーンは昨年同様であります。村内航路がこちらの方には、提示されてないだけでございます。数字的には、村内航路は他の所にいっていますので、組み替え、予算の組み替えでこうなっています。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに、お客さんの分 80 万円減っているのは組み替えで、村内航路の分に充てる。という事ですね。分かりました。私は、またフェリー・クイーン、お客さんを減らすのだという計算でやっているのかと思っていましたので。次は、15 ページ、郵便取扱費とあるのですけれども、燃料費と消耗品で 5 万円、去年より下がっているのですけれども、これの中身をちょっと。郵便物の取り扱いが、今、船舶課で受けてはないのかな。受けているのか、その辺の。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

これですね、郵便取扱費はもちろん、郵便を運ぶ時の燃料代です。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

郵便物を運ぶ時に費用があるという事は、収入の面で。収入の所にそれが記載されていないのですが、どういう事ですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

収入の方は 7 ページですね。開けてください。7 ページの郵便物航送料 1,150 万円が郵便局からあてるべき数字です。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

失礼しました。見落としていました。ごめんなさい。次ですね。18 ページの代理店手数料、手数料は何ですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

お答えいたします。代理店及び手数料ですけれども、これは、阿嘉事務所に一応チケット販売しています。

それと、こちらの座間味の合わせての数字ですね。阿佐の方に 194 万円、座間味のロープとか郵便運ぶのに 67 万 6,000 円掛かっております。これは 21 との委託です。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

ここで、今、18 ページのあれは、かなり、何か極端に半分になっていますよね。どういう理由からこの半分になったかという事です。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

お答えいたします。去年ですね。契約で高いのじゃないかと調整して減額しております。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

営業費用の 27 ページの 300 万円の委託費というのは何ですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

これは、いろいろ窓口予約とか、VICS 関係ありますよね。これを役場と一緒に分けて、船舶からの持ち分が 390 万円となっています。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

船舶の事に関しては、自分が疑問に思ったのは、大体、この位であります。先程も話がありましたように、このアイランダーズ関係、これは明確にして、文章を作って出してください。以上です。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克議員）

先程の宮平秀保議員が言った食糧費の件ですが、船員法で定められているとありますが、詳しく、例えば、ずっと洋上にいる時のための手当じゃないかと思うのですが、職員、船員は全部、昼ですね、必ずお昼の時間帯、陸上にいますので、やはり船員法というかですね。船員である前に、私は座間味村役場の職員として、公務員という立場でやってほしい。実費ですね。同じ職員も自分たち自腹を切って、弁当買ったり、食堂行ったりしていますので、やはり公務員という自覚を持って、ただでさえ、同じ一般職員のお話、年代、職歴とか、これ手当等で相当守られてというか、高い給料取っていると思いますので、やはり、その辺は自分たちも譲歩して、どうにか赤字も出したのです。そういう船員自ら、積極的に赤字暮らしをするような方法を取れないかどうか、伺います。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

この件につきまして、今、船員さんが組合に入っています。一応は、組合に入って、いろいろと交渉をしたのですけれども、地方公務員である以上、船員という事で、これは食糧費が船員である以上、食糧費は認めるという事で、この件に関連しますけれども、伊是名ですか。他の市町村ですけれども、食糧費を廃止した事で、事務局の方から、こういう事はいけないという事で、罰則みたいな事がありました。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克議員）

この制度の交渉の時、組合、その専門の方が来ているのですが、その時、代表の船員も立ち会いして、何か、このやり取りもしているのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

代表の方が来て、一応船員と調整をして、後で船舶課の方に連絡をして、それで、やり取りはしております。

○ 議長（金城英雄）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克議員）

組合という組織が、やはり向こうもいわゆる話し合いで、やはり、その辺にちゃんとやってください。なかなか調整取れないと思うのですが、課長も頑張って、できるだけ全廃

じゃなくても取り合えず、先ずは、ちょっと苦しいのだから、一緒に切り詰めていきましようという、やはり話し合いは、持った方がいいのではないかと思います。それは以上ですが。後、先程いわゆる赤字になった原因について、回答はお客様の落ち込み、公共事業の削減によるいわゆる車の輸送の落ち込み、そして、いわゆるクイーンへのドックによる収入の減という話があったのですが、これ去年の予算を組む段階でドック費用が異常に高いのはどうしてかという事を聞いた時は、クイーンが1ヵ月間ドック入っている、エンジンの検査で金、掛かるという事で、その予算、高めの予算組んだはずですが、それが、今、赤字の原因という事は、当初予算は見込み違いだったのですか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

当初見込み違いというより、台風も結構ありましたので、旅客の方が、かなり2,500万円落ちていますので、それが異常に影響しております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

それでしたらドックと関係ない訳ですね。ドックはちゃんとドックで掛かりますよ、という事で。私らも、これは仕方ない法的な事では仕方ないなという風に組んでいますから、赤字の原因はドックと言ったら、おかしいですよ。ドックはドックでちゃんと予算としてオーケーしたのですから、想定外でしたら想定外でよかったのですけれども、そうでないなら、ないでもう一度。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

ドックの費用も予定以外に、いろいろと故障も沢山あって、一概にはドックだけという旅客だけでなくドックも部品が非常に、かれこれ結構、故障が多くて備品代に金が掛かって、修繕費に。ドック、旅客の落ち込みと、やはりドックのお金ですね。それが赤字の原因と、あと燃料高騰ですか。3つが関連してこうなったと思います。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

予算計上上のドックのあれは、見込み料であったのですけれども、それ以外に、やはり余計な部品代とかがという、想定外の部品代とかが掛かったという事ですね。はい、分かりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

アイランダーズの運営経費はどうなっていますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

運用経費というのは、こっちが印刷とかそういうのは出していませんので、運営経費はかわっていません。ただ、VICIS の 390 万円ありますよね。それが。船舶管理費になっています。全部アイランダーズ、ネットそうになっています。予約システムとかあります。それに全部含まれています。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

今年は赤字になりそうですが、経営がまずかったのではないのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

確かに経営のまずさというより、経費の節減が、ずっと黒字だった物ですから、経費の節減に努力したのですけれども、節減があまりできませんでした。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

経費の節減じゃなくてですね。定期航路ですから、あれですけれども努力を重ねるなり、集客するなり、過去においては、公共工事がなくなったために貨物運賃とか、いろんな物あったと思いますけれども、それで収入が落ちていると思いますけれどもね。いかにして直せるかという事を、修学旅行以外にも考えられないかどうかという事です。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

はい、このですね。ほんとに収益ですね。どうやったら収益上がるか。非常に、この点、赤字ですので非常に皆さんと相談して検討していきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

それですね。今、予約の方が 1 ヶ月前となっていますけれども、今、航空の方は 3 ヶ月前から飛行機等やっておられますよね。早割とか。この間、予約の 1 ヶ月半から組まれますけれども、運行スケジュール表は、大変なかなか確定できていないというのが、実際、住民からもありまして、3 ヶ月前のお客さんの対応ができないという、実際、懇談会の中で出てきたのですよ。そういった意味では、そういった感性といいますか、その辺が非常に欠けているのではないかと。常に待ちの姿勢での体制になっていないか。飛行機は 3 ヶ月前ですね。これは 1 ヶ月前です。フェリー、今回は 1 ヶ月止まりますけど、スケジュールというのは、なかなか出てこなかったという事について、お願いします。

○ 議長（金城英雄）

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長（宮平 優）

スケジュール作るのに、一応、時間は掛かりましたけれども、1 ヶ月前に予約できるという事で、今は決めてネットに載せていると思います。

○ 議長（金城英雄）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

確かに、今はなっていますけれども、できたら 3 ヶ月前からスケジュール、大変難しいかもしれませんが、実際、飛行機は 3 ヶ月前に予約取れる訳ですから、そこら辺をちょっと検討してください。

○ 議長（金城英雄）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号 平成 19 年度座間味村航路事業特別会計予算について採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 36 号 平成 19 年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

日程第 9、議案第 37 号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

提出者の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第 37 号座間味村課設置条例の改正について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 16 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するにあたり組織の再編を行うため、条例を改正する必要がある。

以下、内容については担当課長から説明させます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

## 再 開

### ○ 議長（金城英雄）

再開いたします。 大城 晃総務課長。

### ○ 総務課長（大城 晃）

## 座 間 味 村 課 設 置 条 例

平成 19 年 3 月 16 日

条例第 号

座間味村課設置条例（平成 18 年条例第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基き、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

総務・企画課

税政課

住民課

環境衛生課

産業振興課

船舶課

会計課

（課の事務分掌）

第2条 各課の分掌事務は、次の通りとする。

総務・企画課

- (1) 儀式及び表彰等に関する事。
- (2) 村議会及び村行政一般に関する事。
- (3) 公告式に関する事。
- (4) 条例に関する事。
- (5) 職員の人事及び給与に関する事。
- (6) 職員の服務、賞罰及び福利厚生に関する事。
- (7) 文書の收受発送及び公印の保管に関する事。
- (8) 消防防災、防犯及び交通安全に関する事。
- (9) 選挙に関する事。
- (10) 村有財産に関する事。
- (11) 基金及び有価証券の管理運用に関する事。
- (12) 個人情報の保護に関する事。
- (13) 情報公開に関する事。
- (14) 庶務に関する事。

- (15) 地域情報化に関すること。
- (16) 男女共同参画に関すること。
- (17) 一般財務・予算に関すること。
- (18) 広報及び統計（他課の所掌に属するものを除く）に関すること。
- (19) 村長秘書業務に関すること。
- (20) 国際交流及び姉妹都市に関すること。
- (21) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (22) 企画及び総合調整に関すること。
- (23) プロジェクトの統括に関すること。
- (24) 第3セクターに関すること。
- (25) NPOに関すること。
- (26) 行革に関すること。
- (27) 公営住宅の入居・管理に関すること。
- (28) 公共施設指定管理に関すること。
- (29) 村長の指示する特命事項に関すること。
- (30) 他課の所管に属しないこと。

#### 税政課

- (1) 村税及び県民税の賦課徴収に関すること。
- (2) 固定資産税賦課徴収及び資産評価に関すること。
- (3) 法定外目的税の賦課徴収に関すること。
- (4) 村有財産の処分・整理に関すること。

#### 住民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 印鑑登録に関すること。
- (3) 外国人登録事務に関すること。
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) 障害者福祉に関すること。
- (6) 老人福祉に関すること。
- (7) 児童福祉に関すること。
- (8) 母子福祉に関すること。
- (9) 国民年金に関すること。
- (10) 老人保健医療に関すること。
- (11) 国民健康保険に関すること。
- (12) 保健衛生に関すること。
- (13) 福祉計画に関すること。
- (14) 援護事務に関すること。

- (15) 村民の請願・陳情に関する事。
- (16) むらづくり意見交換会に関する事。

#### 環境衛生課

- (1) 環境衛生に関する事。
- (2) 簡易水道に関する事。
- (3) ダム管理に関する事。
- (4) 下水道に関する事。
- (5) 清掃及びごみ処理に関する事。
- (6) 墓地に関する事。
- (7) エネルギーに関する事。

#### 産業振興課

- (1) 土木及び建築に関する事。
- (2) 基盤整備に関する事。
- (3) 道路、河川、橋梁及び海岸に関する事。
- (4) 港湾に関する事。
- (5) 公営住宅建設に関する事。
- (6) 失業対策事業に関する事。
- (7) 失業保険に関する事。
- (8) 農林、水産及び畜産に関する事。
- (9) 土地利用に関する事。
- (10) 農業委員会に関する事。
- (11) 商工業の振興に関する事。
- (12) 商工会との連絡調整に関する事。
- (13) 自然環境の保護に関する事。
- (14) 環境プロジェクトに関する事。
- (15) 観光の振興に関する事。
- (16) 漁港及び漁港関係事業に関する事。
- (17) 空港管理に関する事。

#### 船舶課

- (1) 船舶運送事業に関する事。
- (2) 観光集客業務に関する事。

#### 会計課

- (1) 歳入歳出予算の収支決算に関する事。
- (2) 現金の出納及び保管に関する事。
- (3) 物品の出納に関する事。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関する事。

- (5) 支出負担行為の確認に関する事。
- (6) 有価証券、株券等の保管に関する事。
- (7) その他会計事務に関する事。

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
という事になっています。以上で説明を終わります。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。  
7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

前回、課設置条例が反対多数で否決されたのですけれども、今の説明を聞いたのですけれども、これが、前の前回否決された、これ新しいのですけれども、そこから、見ると全く一緒ですよ。違いを御説明願いますか。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃総務課長。

○ 総務課長（大城 晃）

今、只今、読み上げました条例をご覧いただきたいと思います。赤書きしている所が前回と違う所です。条例文ですね。まずは経済建設課、これを産業振興課に改めます。これから、先、公共事業できるだけ、この阿佐線に止めようという事で。そして、もうひとつは産業振興に力を入れて行くという事で、土木部門よりは産業振興面が大きくウエートを占めているという事で、産業振興課に課名称を改めております。

そして、次のページの総務・企画課の 23, 25 と赤書きがありますけれども、プロジェクトの統括に関する事。というのを新たに条文の中に入れております。

そして (25) の NPO に関する事。というのが入っております。プロジェクトの統括に関する事に関しては、それぞれ、これからいろんな分野でプロジェクトが発生するものだという観点で、例えば、環境プロジェクトというのが昨年ありました。楽園 Z AMAMI という、いいプロジェクトだったのですけれども、ああいったプロジェクトが、例えば、ごみや水、いろんな面でプロジェクトができた場合、当然、その所管の課で事務局は持つはずですけれども、改めて、その監督、統括ということで、総務企画課でプロジェクトの統括をしてもらおうと。そして、先程、村長の話にも、船舶課の事に関連してありますけれども、NPO の動きが、これから村民と協働という事で出ていく。こういった動きが可能、予見されるという事で、NPO に関する事。という事を行政の窓口、総務企画課の中に新たに入れていきます。

そして、住民課の方に、一番最後の方ですけれども、むらづくり意見交換会に関する事。という事で、条文に明確にしております。

それから産業振興課ですけれども、これも課の名称を赤書きしているのは、先程、申し上げた通りでございます。その産業振興課の中の商工会の商工業の部門と観光との間に、自然環境の保護に関する事。環境プロジェクトに関する事等を新たに付け加えております。これは前の条文では、総務企画課にあった分を、観光と関連するこれからの自然保護、環境保護が観光と大きく関連するという事で、この分野に総務企画の方から、産業振興の方に移しております。再度、申し上げますと、農林水産、商工観光がすべて、これからの産業を担うという事で、産業振興課の方にまとめております。以上が、条文としての変更点です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前回、私どもは、課の設置条例、これは、あまり改革はないという事で反対して、これから出していただきましたけれども、反対をした理由は、私は村長の所信表明でも出ていましたように、観光を、やはり基幹産業として、表に出すのだと。非常に力を入れていくのだという話をされていながら、観光という形が見えてなかったのですね。商工観光は見えてなかったのですよ。あの時。今回の経済建設課から産業振興課と名前を変えて、やはり農林水産、基盤整備等、一緒になっているものですから、何か、ちょっと異色のものが入っているのかなという感じがあるのですよ。その中で、人と関わりが多くなったという事は、やはり産業振興課の方は、行き詰まってしまうのではないかという心配があるのですよ。運用の仕方によってですよ。課長なんか特に加重負担になるのではないかと考えているのですが、これは絶対に、また、他の那覇出張所における観光、産業の事も出ておりますし、企画財政係の中でも、各課に関する事はある訳ですよ。商工に関する事は。だから、逆に併任事例を出して、この商工観光課、あれなくして。ほんとに自由に動ける状態のプロジェクトチームを作ってもらわないと、これまでと同じように閉塞的な観光の振興ができない。閉塞的な状況ができるのではないかという風に、また心配しているのですけれども、村長は、その辺、運用の方法をどのような考えていらっしゃるのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

只今の御提案、本当に、そういう私の考え方も、そういう考え方でございまして、実は、産業振興課に、こういう風に考えております。先程も総務課長から説明がありましたように、これまでは建設というのも、公共事業、結構ありましたので、大変なウエートを占めていたのですけれども、やはり産業というスタンス、これ、大きいですので、今は農業部

門に補佐が一人おります。しかし、観光関係というのは、別にありますので、それを、補佐クラスを2人配置しまして、それで、基盤整備部門と、それから農水産部門を見てもらう。一人の補佐は観光という事での位置づけをする。確実に産業部門を強化しようという考え方です。それで、先程、御提言ありましたように、その課を中心にして、プロジェクトを作ります。これは、どういうプロジェクトかといいますと、関連するという事で、まず産業振興課、それから総務課の企画財政課、そのところに、ひとつ、そのメンバーを加えましょうと。それから船舶課を加えましょうと。それに、さらに泊事務所、この4つで、今、確実に、こういう組織を作るのだという形は、まだできていないのですけれども、スケッチはできております。今、多分すり合わせをすると、重なるかなという感じがしておりますけれども、こういうような形で、商工課にプロジェクトリーダーを置いて、全プロジェクトを統括していくと。それが今日は課に属しない課長、政策調整官がおりますので、彼を筆頭にしながら、これを確実にまっておくというような構想を練っている所であります。そういう意味合いで、是非、またお知恵を貸していただきたいなという風に考えております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私ども座間味村の基幹産業である観光振興ですね。これを、まず表に出せるような形の順次配置をして、今、非常に落ち込んでいる観光を。これができたお陰で回復したのだと、発展したのだという事で言われるように、各課の課長、係長、一般の職員も協力をして立て直しをすれば、いろんな施設の利用料も上がってくるので、財政的にもよくなると思いますので、これをやるからには、ちゃんと配置をして、監視を私どもやりますので、上手くいかなかったら、また、こっちから課の設置を変更してくれというような事になるかもしれないので、それがないように頑張りたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

新しい税政課ですが、確かに、やはり財政厳しいという事で、やはり自主財源の確保という事で、それに力を入れるという事で設置したと思うのですが、これは、いわゆる村長の構想としては精鋭部隊を作って、そういう編成をすると思うのですが、そういうお考えですか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

はい、そのような考え方。そのようにと言っても、お互い、ちゃんとすり合わせている事ではありませんが、確実に税政課を中心にして、プロジェクトを作りまして、各部門に、例えば国保もあります。それから水もあります。下水道ですね。それから船舶もあります。そういう風にして、まだ、こういう関わりのある部署があるはずですので、そういう皆さんを一まとめにして、じゃあ、どういう方向でどういう風に徴収計画、あるいは賦課計画を作って前に進んで行くという事を、すぐ、条例が承認されましたら、その方向を検討しまして4月1日のスタートに向けて、そういった事をひとつ定着させていきたいという考え方であります。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

それを作るに当たって、村長にお約束をお願いしたいのですが、各定例議会で、6月、9月、12月と、また次の3月とあるのですが、報告の日程第1のトップ項目として、誰がなるかわからないですけれども、財政課長が徴収の現状、進捗状況ですね。これから報告して、その時にちょっとチーム組んだのに、これはちょっと期待はずれだと思ったら、議会でまた討論をして、批判浴びても仕方ないという、言われる点を、これが起こらないように、とにかく議会の中で、必ず報告、途中経過でも、進捗状況とか、それをやる約束をしてもらえますか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

やはり物事をするには、ブランドC、Aまでいくのでしょうか。やはり計画をして行って、是非ですね、このチェックの部門、Cの部門は我々だけで評価するのではなくて、議会の皆さんと一緒に評価をしながら、また次のアクションを起こしていくという風に考えております。これは、是非、私たちからもお願いするし、それから、また皆さんの逆にアドバイス、是非、お願いしたいと思っております。これはお約束いたします。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

12月の定例会には、やはり90%の進捗状況だという事を期待しております。後はお願いというか、まずこの編成が30数人しかいない職員の中で、課長のポストが9つあって、そ

の9つに割り当てられるために9つのポストを作ったのではないかと思われても仕方ないような感じがするのですよ。聞くところによると、私の何倍もある与那原町があれなんです。6課か3課位まで、そういう大分減らしたという行革している訳ですね。やはり課長という降格ではなくて、課の編成をどうにか、やはり小さな小泉さんではないですけども、小さな政治で小さな行政みたいな感じで、やはり課をコンパクトにまとめて運営した方が、やはり運営はしやすいと思いますので、今回、また4月からスタートしないといかんという事ですけども、私は、とりあえずは、これで進んでいってもらえれば、私はいいと思うのですが、やはり、他のそういう市町村では、それなりの減額やっているのだという事を、ちょっと村長は、頭に止めていただければ、来年、また会議でややこしいのですが、この縮小のために変えるのであれば、私は大いに結構な事だと思いますので、とりあえず、とにかく村長は財政に関しては、やはり約束してくれましたので、これを信じていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

提言ですけども、これだけ組織編成をされていますし、その中で、やはり各部門の持ち分というのは、しっかりと推進をしてやっていただきたいと思います。それと、やはり各課長、あるいは職員もそうなんですけれども、やはり横のつながり、しっかりと持っていて、ほんとに酒も酌み交わしながら、しっかりと、いろいろと議論をして、やはり村づくりということで、しっかりとやっていただきたいと。やはりばらばらでは、せっかく組織作っても何もならないと思うので、皆さんは一人一人が自覚していただいて、あるいは職員にも、しっかりと喝を入れて頑張らしていただきたいと思います。これで終わります。

○ 議長（金城英雄）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

議案に賛成いたします。ということですので、よろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号座間味村課設置条例の一部を改正する条例について採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 37 号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、同意第 1 号 座間味村教育委員会委員の同意を求める件を議題とします。  
提出者の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

同意第 1 号 座間味村教育委員会委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住所 座間味村字阿佐 416-3

氏名 高江洲 正秀

生年月日 昭和 31 年 8 月 16 日

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村長 仲村三雄

提案理由

教育委員会委員 1 人が平成 19 年 3 月 31 日で任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

裏側に高江洲さんの履歴事項を添えてありますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長 (金城英雄)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長 (金城英雄)

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

私は、この教育委員会の委員というのは、何処に何名いるのか。そして、どういう仕事をしているのかという事を説明していただきたいと思いますが、教育委員会の方がいらっしやいますので、よろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸教育課長。

○ 教育課長（金城英幸）

今は、委員は 4 名です。阿佐地区に今 2 人。そうですね、移動しましたので、阿佐地区に 3 名ですね。そして座間味に 1 人ということで 4 名です。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

教育委員会の仕事というのが、教育委員会、学校等、いろいろ関わりがあると思うのですけれども、地域の教育と。何か今 4 名の内、座間味というのは教育長ですよね。あと 3 名が阿佐に集中しているという理由がどういう事かをちょっとお尋ねいたします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸教育課長。

○ 教育課長（金城英幸）

委員に同意していただいた時は、何名か座間味に住んでいた方もいます。いろいろと個人的な理由で、今現在 1 人は村営住宅に移ったとか、そういう形で今、阿佐の方に 3 名います。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

ということは、今の高江洲さんも阿佐ですよ。ということで全員、阿佐の人。阿嘉、慶留間は教育の平等は受けられない形になるのですけれども、それについてはどう考えですか。

○ 議長（金城英雄）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

これは、ちょっと答えにくいですね。正直申し上げまして。離島の中の離島村という事で、渡嘉敷と、まず違う点はそこなのですが、これ教育委員というのは、3名かあるいは5名です。那覇市でも5名です。そして、そうでなければ3名という風に決まっていて、座間味村の場合には5名ですね。ほんとは。しかし、欠員が出て、今4名という風になっています。これは、地区代表ではありません。地域代表では。村全体をひとつにして考えるのであって、人材を見るのです。まず、何か地域の代表というよりも村全体をひとつにして考えて、こういう風になっているという事を御理解いただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私が推薦人でございますので、そういう地区の考え方というのは、私は、一応は持っておりまして、教育長からは、そういう答弁がありましたけれども、実は要するに、各地区にということで選びました。というのは、今一人、阿佐に住むようになったのですけれども、阿嘉、座間味については、そういう推薦をしております。地区的な考えですね。それから慶留間については、一生懸命、私は人材を探したのですけれども、慶留間からは推薦できない、出る人がいないという事で断念いたしております。それから阿真についても当時、いらっしゃらないという事で、それでは、じゃあ座間味島という事でいいのかという事でやりました。住所が今、うちの教育長が何処にあるか知りませんが、阿嘉じゃないですかね。住所は。座間味に移っていますから、だから、そういうような考え方では、阿嘉地区のひとつづ徴 i i i という風な事は、私は瓶! ; ;する時に一応は考えてやっております。必ずしも、それに拘る訳じゃないのですけれども、そういう考え方を持っております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長は地区、網羅してやりたいという考えがあったと。でも教育長は、実際に、ほとんど座間味しか住んでおりませんので、今、阿嘉のそういう現状というのは、ほとんど知らないはずですね。先程、ちょっと教育長は、阿嘉、慶留間に見れば、人材がないみたいな事を、ちょっと言葉発してましたので、それは、ちょっと私、耳を塞いだつもりだったけど、聞こえてしまいましたので、ほんとですよ。これは、失礼にあたりますよ。ですけれども、実際に、今、ほんと地元で活動する人たちが、やはり一人一人いても、いいのじゃないかと。阿嘉、慶留間に一人いてもいいのじゃないかと思うのですよ。阿佐に3名集中するというのは、どう考えてもおかしいですね。阿嘉、慶留間、教員とか学校とか、その周辺の人たちというのは、そのバランスも考えたら、絶対、阿嘉、慶留間から一人は

入れて欲しいですよ。3名集中していますよ。また、阿佐の人ですよ。というのは、ちょっと人選にあまり考慮されていないじゃないかなと私は思うのですけれども、どう思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

基本的には、そういう形で進んできたのですけれども、今日、推薦した方は、実際、今、教育委員長もしておられるし、ひとつ本人が継続するならばという事で、もともと阿佐地区の推薦という事でやっておりますので、そこら辺、ひとつ御理解をいただきたいというようなこと。必ずしも別の地区に人がおられなくて、そういう事にしたという事ではありません。人材という事ではなくて、各地区の推薦があった中から、これまで選んできて、たまたま住所が移ったりして、そういう形になったという風に御理解をいただきたいと思えます。

○ 議長（金城英雄）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号 座間味村教育委員会委員の同意を求める件について採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。原案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数で否決されました。したがって同意第1号 座間味村教育委員会委員の同意を求める件については、同意することは否決されました。

日程第11、発議第1号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について議題とします。

本案については、お手元にお配りした規則のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第1号

平成19年3月12日

座間味村議会

議長 金城英雄殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 順 之

賛成者 座間味村議会議員

中 村 秀 克

#### 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

(提出の理由)

地方自治法第 109 条の改正により、委員会も議案を提出できることになったことから、委員会の議案提出の手続き等について規定を整備するものである。また、一般質問において、いわゆる一問一答制を導入することに伴い規定を整備するものである。

#### 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則

座間味村議会会議規則（昭和 62 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

(議案の提出)

第 14 条に次の 1 項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が提出者となり、議長に提出しなければならない。

(準用規定)

第 63 条中「第 55 条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### ○ 議長（金城英雄）

これから発議第 1 号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第 1 号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、発議第 2 号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について議題とします。

本案については、お手元にお配りしました条例のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第 2 号

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村議会

議長 金城 英雄 殿

提出者 座間味村議会議員

中村 秀 克

賛成者 座間味村議会議員

金城 善 昇

#### 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

(提出の理由)

地方自治法第 109 条、第 109 条の 2 及び第 110 条の改正に伴い、閉会中の特別委員会の選任及び辞任に関する委員会も議案を提出できることになったことから、委員会の議案提出の手続き等について規定を設けるものである。

#### 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例

座間味村議会委員会条例（昭和 62 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

(委員の選任)

第 3 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第 8 条第 2 項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### ○ 議長（金城英雄）

これから発議第 2 号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第 2 号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、発議第 3 号 日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書について議題とします。

本案については、お手元にお配りしました意見書のとおりです。朗読は省略します。

異議なしと認めます。したがって発議第 2 号 座間味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、発議第 3 号 日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書について議題とします。

発議第 3 号

座間味村議会

議長 金城英雄 殿

平成 19 年 3 月 12 日

提出者 座間味村議会議員

金城 善 昇

賛成者 座間味村議会議員

金城 勝 英

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書

日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書について

昨年 12 月 12 日、日本政府と豪州政府は、両国間の経済連携協定（EPA）を締結するための政府間交渉を始めることで合意した。

ところで、豪州から我が国への輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な品目である米、麦、牛肉、乳製品及び砂糖などが含まれており、今後、豪州政府は我が国の農業市場の開放を迫ることが懸念されている。

仮に、今後の交渉において、これら重要品目の関税撤廃がなされた場合、我が国の農業は甚大な打撃をこうむるおそれがある。

また、本県農業においても基幹作物であるさとうきびを初め重要な位置を占めている畜産業が壊滅的な影響を受けることが憂慮されている。

よって、国におかれては、本県農業の安定的、継続的な農営を進めるため下記事項の確保について断固とした対応をなされるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は交渉の中断も含めた判断を下されるよう強く要請する。

#### 記

1 米、麦、牛肉、乳製品及び砂糖などの重要品目の関税撤廃は、我が国の農業を崩壊させ、地域経済に大きな影響を与えるものであることから、日豪 EPA 交渉においてはこれらの重要品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

2 本県のさとうきび産業及び畜産業が今後とも安定的、継続的に営まれるよう、日豪 EPA 交渉においてはさとうきび及び畜産など品目を関税撤廃の例外品目とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 12 日

沖縄県座間味村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官  
沖縄及び北方対策担当大臣

#### ○ 議長（金城英雄）

これから発議第 3 号 日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書について採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第 3 号 日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、発議第 4 号 医師不足対策に関する意見書について議題とします。

本案については、お手元にお配りしました要調書のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第 4 号

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村議会

議長 金城 英雄 殿

提出者 座間味村議会議員

金城 勝英

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

医師不足対策に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

### 医師不足対策に関する意見書

現在、医師不足は地方・都市部を問わず深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる病院や診療科のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。沖縄県においても、とりわけ産科・小児科医など医師の確保ができず、診療科を閉鎖せざるを得ない事態が発生しています。

日本の医師数は OECD 加盟 30 ヶ国中 27 位、WHO 加盟国比較でも 63 位であり、先進国でありながら極めて少ない数です。理由は政府が「医師が増えると医療費が増える」として、医学部の定員を削除するなどの過酷な勤務実態のもとで、勤務医を辞める医師が後をたちません。医師不足のために、国民の命と健康が脅かされている今日、国の責任による「緊急対策」と「抜本的な施策」が求められています。

こうした立場から、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

### 要 請 事 項

- 1 医師の養成数を抜本的に増やすと共に地域への定着のための施策を進めること。
- 2 現在の医師の不足数、医師の労働実態を緊急に調査すること。
- 3 医師の緊急配置、医師派遣のシステムを構築すること。
- 4 産科や小児科などの集約化・重点化をやめ、地域で安心して子供を生み、育てられる体制をつくること。
- 5 各地域医療圏の医師の養成・配置計画（仮称「医師等需給計画」）を策定すること。
- 6 「医師の需給数」の算定は、労働基準法を遵守したものとすること。
- 7 医師の勤務条件の改善のための緊急対策をとること。
- 8 女性医師が働き続けられるよう、産休・育児等子育て支援対策を進めること。

平成 19 年 3 月 16 日

沖縄県座間味村議会

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 柳澤伯夫 殿

### ○ 議長（金城英雄）

これから発議第 4 号 医師不足対策に関する意見書について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第 4 号 医師不足対策に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第 15、発議第 5 号 後期高齢者医療制度創設にあたっての決議について議題とします。本案については、お手元にお配りしました要請要請書のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第 5 号

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村議会

議長 金城 英雄 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 清之肋

#### 後期高齢者医療制度創設にあたっての決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

#### 後期高齢者医療制度創設にあたっての決議

本年 6 月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保険制度が廃止された。

変わって、新たな後期高齢者医療制度が、沖縄県内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に 2008 年 4 月から施行される。

新たな後期高齢者制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。

当村議会は、村が後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、制度創設にあたり、以下の諸点について

留意し、検討をすすめることを求める。

一、 保険料決定にあたっては、高齢者の所得・生活の状態を踏まえ、支払いが可能な金額とすること。

一、 支払い困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築すること。

一、 滞納者に対する機械的な資格証明書の発行は行わないこと。

一、後期高齢者の診療報酬設定にあたっては、保険給付範囲の限定や、在宅療養や終末期医療のむやみな包括定額化など、高齢者に対する年齢差別的な取り扱いが持ち込まれないよう、国に対して強く要請すること。

以上、決議する。

平成19年3月16日

座間味村議会

あて先

沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会

会長 翁長雄志 殿

○ 議長（金城英雄）

これから発議第5号 後期高齢者医療制度創設にあたっての決議について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第5号 後期高齢者医療制度創設にあたっての決議については、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第6号 監査請求に関する決議について議題とします。

本案については、お手元にお配りしました決議のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第6号

平成19年3月16日

座間味村議会

議長 金城英雄 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里清之助

賛成者 座間味村議会議員

宮平秀保

監査請求に関する決議案

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

監査請求に関する決議

地方自治法第98条の規定により、次のとおり監査に委員に対し監査を求め、その結果の報

告を請求するものとする。

## 記

### 1 監査を求める事項

#### 第3セクター（株）21・ざまみの経営について

#### ○議長（金城英雄）

これから発議第6号監査請求に関する決議について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号監査請求に関する決議については、原案とお  
り可決されました。

村長から発言の申し入れがありますので、それを認めます。

仲村三雄村長

暫く休憩いたします休憩いたします。

## 休 憩

## 再 開

#### ○議長（金城英雄）

再開いたします。発言を許します。仲村。三雄村長

#### ○村長（仲村三雄）

お手元にレジメをお配りしてあります。議事録に残るという事で、口頭で言いという事  
でしたけれども、一応このレジメを中心にしながら、補足して報告とさせていただきます。

座間味村行政調査特別委員会、調査報告書にかかる所存方針について、見出しのこ  
とについて、平成19年3月6日付けで勧告のあった件については、下記のとおりと  
します。ということで、記、この中で、先程皆さんから出てきました監査請求の事  
につきましては、別件でございますから、ここからはとってあります。それでは申  
し上げます。まず1の1という事で、要件だけ申し上げます。

1の①刑事告発についてでございます。調査結果においても、百条委員会の調査結  
果においても、実害はないものとされることから、告発はしないという考え方で  
ございます。

それから1の②番 辞職勧告についてでございます。これも先程のいわゆる実害  
はないという事でございますので、任期満了前の助役のですね。任期満了前の、  
辞職願いを認める事とします。この事については、3月5日に私に辞表が提出  
されております。この議会が終わり次第、承認する事でございます。この事につ  
きましては、助役からは、やはりこう

いう騒ぎを引き起こした、あるいは、この通帳が2つあったという事の、ひとつ事務取扱、会計取扱については、不適切という事は認めると。そういう事で村民、あるいは、いろんな方に御迷惑をかけた事は責任があるという事で、実は去年から私の方に辞意を申し入れておったのですけれども、この調査委員会が設置されるという事で、その調査結果を、ひとつ踏まえて、それを処理するという事で、私が慰留をしていたところでございます。そういう事で先程の処理方針を持っていきたいと思っております。

次に2の名前が出ていますのですけれども、いわゆる担当、大城課長の降格についてという名前がありますので、そのまま申し上げますけれども、本人に事情聴取をした結果、取得は事業計画が始まる数年前であり、事業を見越して土地を取得したわけではなく、自らが所有する土地に事業を誘致した事実もないと認められる。これは、私が彼から聞いた結果でございます。認められるという事で、皆さんの調査報告の中でも、特に、こうこう言う事実というのでしょうか。購入して、いわゆる利益をもくろんでやったという調査結果は出ておりませんので、次の処理をする事にいたします。また、職員の降格について規定する地方公務員法第28条第1項各号の要件に該当する事実は認めがたく、処分は行わない。これが結論でございます。しかし、村内を騒がせる結果を招いたことは、公務員として大いに反省すべきであり、嚴重注意をしたところであります。という事で降格はしないという方針であります。

それから次、先程、言いましたように、次は監査請求でしたけれども、これは、ひとつ抜きまして、私、村長部局に関わる者として、次は村長の監督責任についてでございます。これは、別途通帳が私の就任前から存在し、その運用がなされていた事を見抜けず、村民に迷惑をかけた責任は大きい。よって平成19年4月から9月の給与から10%の減給を行いまして、村民にお詫びをしたいと思います。

それで議員各位をはじめ、村民の皆さんに御迷惑と御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げ、今後このような事態が起こらぬよう、監督を徹底する事をお約束いたします。本当に長い間、皆さんに、いろいろと御迷惑をかけた事をお詫び申し上げます。以上でございます。

○ 議長（金城英雄）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第1回座間味村議会定例会を閉会します閉会します。

閉会（午後 3 時 38 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 金城英雄

署名議員 宮里清之助

署名議員 宮平秀保